

1 人口比例選挙(=一人一票)

- (1) ア 憲法56条2項は、「両議院の議事は、……出席議員の過半数でこれを決し」(強調引用者。以下、同じ)と定めている。
- 即ち、憲法56条2項の文言は、【国会議員の多数決ルール】を定めている。
- イ しかしながら、この憲法56条2項は、【全国会議員の過半数が、全主権者(全国民)の過半数から選出されること】(即ち、【国民の、国会議員を通じての、多数決ルール】)を要求している、と解される。
- (2) ア その理由は、憲法1条は、「主権の存する日本国民」と定めており、
「主権の存する国会議員」とは、定めていないからである。
- イ 憲法1条が「主権の存する日本国民」と定

めているので、憲法56条2項は、【全国会議員の過半数が、全主権者(全主権者の半数未満)から選出されること】など、全く予定していない。

ウ 憲法1条が、「主権の存する国会議員」と定めていない以上、憲法が、【全国会議員の過半数が、全主権者(全主権者の半数未満)から選出されること】を許容する訳がない。

- (3) ア 憲法前文第1文前段は、

「日本国民は、正當に選挙された国会における代表者を通じて行動し、」(強調引用者)と定めている。

【全国会議員の過半数が全主権者の過半数から選出される選挙】が、正當(な)選挙である。

イ そして、全国会議員の過半数が、全主権者(全国民)の過半数から選出されるためには、人口比例選挙が必須である。

即ち、「正當(な)選挙」とは、人口比例選挙である。

ウ 従って、①憲法56条2項、②憲法1条、③憲法前文第1文前段の各文言は、人口比例選挙(一人一票)を保障している。

エ(ア) 奥村雄太君(小学5年生・仮名)は、
①憲法56条2項、
②憲法1条、③憲法前文第1文前段の各文言を読んで、直ちに

「①憲法56条2項、②憲法1条、③憲法前文第1文前段は、人口比例選挙を保障している」と納得した。

そして、
「少數の国民が、国会議員の多數を選ぶような選挙が、正當な選挙でないところ、小学生でも分かるよ。「一人一票」は、僕でも簡単に分かるのに、何故大人が分からぬのだろう……」
と呟いた。

(イ) 下記②、(3)、イ(ウ)に示す44ヶの高裁判決の各判事と4ヶの最高裁大法廷判決の各判事(但し、山本庸幸判事と鬼丸かおる判事を除く)は、
①憲法56条2項、②憲法1条、③憲法前文第1文前段が、人口比例選挙を保障していることを認めない。
全く不可解である。

2 13名の最高裁判事は、裸の王様

- (1) 平成26年最高裁大法廷判決(参院選挙無効裁判)に関与した15名の最高裁判事中、山本庸幸判事、鬼丸かおる判事は、同判決の判決文の中で、反対意見として
『憲法は、人口比例選挙を保障している』旨明言している。
- (2) しかし、残り13名の最高裁判事は、①憲法56条2項、②憲法1条、③憲法前文第1文前段に一切言及することなく、【憲法の条文に基づく議論抜きの・全くのさじ加減論】で、『現在の1票の格差・2.×倍は、違憲状態である』旨判決しているだけである。
- (3) ア 該13名の最高裁判事は、
『【①憲法56条2項、②憲法1条、③憲法前文第1文前段】が、人口比例選挙を定めている』旨の選挙人らの主張に対して、完全に沈黙している。
- イ(ア) 更に言えば、
選挙人ら(升永弁護士グループ)は、2009年

～2014年の5年強の間、50ヶの高裁裁判体に一人一票訴訟を提訴し、50ヶの高裁判決と4ヶの最高裁大法廷判決を得た。

イ この50ヶの高裁判決の中、6ヶの高裁・裁判体は、『憲法は、人口比例選挙を保障している』旨の人口比例選挙判決(一人一票判決)を言渡した。

同6ヶの高裁判決とは、

- (i) 平成23年1月28日福岡高裁判決(廣田民生裁判長)
- (ii) 平成25年3月26日広島高裁岡山支部判決(片野悟好裁判長)
- (iii) 平成25年3月18日名古屋高裁金沢支部判決(市川正巳裁判長)
- (iv) 平成25年3月18日福岡高裁判決(西謙二裁判長)
- (v) 平成25年3月6日東京高裁判決(難波孝一裁判長)
- (vi) 平成25年11月28日広島高裁岡山支部判決(片野悟好裁判長)

である。

尚、平成25年3月25日広島高裁判決(徳津順子裁判長)(但し、山口弁護士グループ・提訴)も、人口比例選挙判決である。

(ウ) しかし、残りの44ヶの高裁判決と4ヶの最高裁大法廷判決は、選挙人らの『①憲法56条2項、②憲法1条、③憲法前文第1文前段は、人口比例選挙を保障している』旨の主張に対し、何一つ反論しないまま、選挙人らの同主張を否定した。

(エ) 【44ヶの高裁判決と4ヶの最高裁大法廷判決が採用するさじ加減論】は、【①憲法56条2項、②憲法1条、③憲法前文第1文前段は、人口比例選挙を保障しているか否かの争点】につき、憲法の条文に基づく法律論を何一つ議論することなく、法律論とはおよそ無縁のさじ加減論で、選挙人らの『憲法は、人口比例選挙を保障している』旨の主張を排斥している。

【井戸端会議のレベル】

と言われても、仕方がない。

(4) 同さじ加減論は、将棋で言えば、詰投了しなければ、見苦しい。

- (5) 該13名の

最高裁判事は、

裸の王様

と言われても、仕方がない。

裸の王様の童話：

王宮の広場を埋めた群衆の前で、裸の王様は、厳かにパレードをしていた。
シーンとしている群衆の中の幼い子供が、「王様は裸だよ。」と言った。
すると、群衆は、口々に「王様は裸だ!」と叫んで、裸の王様を笑いものにしたとさ。
眞実は、裸の王様に勝つ!

文責者・弁護士 升永英俊

あなたの選挙権が
何票の価値かチェック
してみましょう。
<http://www.ippyo.org/>



一人一票 検索

お問い合わせ：ippyo@ippyo.org Fax.03-3780-3221
EmailとFaxのみで受けております。
連絡先：〒150-0031 東京都渋谷区桜丘町17-6

